

富士見市情報公開・個人情報保護審議会

令和4年度第1回会議録

会議日時	令和4年8月23日(火)		開会 午後2時	閉会 午後4時	
会議場所	全員協議会室	出席者数	委員 7名 事務局 5名		
出席者	委員	会長	伊藤 茂	委員	吉川 英亨
		副会長	高橋 千代子	委員	木村 佳照
		委員	井上 恭子	委員	和田 雅子
		委員	井上 祥夫		
	事務局	総務部長	古屋 勝敏	総務課主任	山地 裕也
		総務課長	下田 恭裕	総務課主任	植田 徳久
		総務課副課長	神谷 智		
欠席委員	今井 寛 委員				
関係者の出席	なし		傍聴者	なし	
議長	伊藤 茂		担当書記	山地 裕也	
会議議題	1 情報公開・個人情報保護の実施状況報告について 2 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関連条例の改正等について				

会 議 内 容	
進 行 者	内 容
下田総務課長	1 開会 過半数出席があったため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例第6条の規定に基づき、開会を宣言した。
古屋総務部長	2 部長挨拶 議事に先立って、総務部長から挨拶した。
伊藤会長 (議長)	会長から挨拶
事務局	3 議事 (1) 情報公開・個人情報保護の実施状況報告について 令和3年度富士見市情報公開・個人情報保護実施状況報告書について、事務局より説明を行った。 当該説明についての質疑は特になし。
事務局	(2) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関連条例の改正等について 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関連条例の改正等について、事務局より概要説明を行った。
委員	質疑① 匿名加工情報提供制度について、富士見市は導入を見送るとあるが、政令指定都市は必須なのか。
事務局	回答① 政令指定都市は必須である。
委員	質疑② 導入によるメリットについて具体例を含めて教えてほしい。
事務局	回答② メリットとして、民間事業者等がマーケティング等で活用することなどが想定される。
委員	質疑③ 匿名化した情報であれば安全だと思われるが、その上で市がこの制度の導入を当面見送るといふことなのか。
事務局	回答③ 富士見市としては、個人情報を保護するということを最優先に考え、個人の識別に繋がらない安全な運用を行う必要がある。近隣の自治体についても確認を行っているが、この制度を導入する自治体はないと認識している。政令指定都市の運用を参考にしながら、慎重に検討していきたい。 将来的に安全な運用ができると判断したときに、制度の導

	<p>入について改めて検討したい。その際に審議会の意見を伺えればと考えている。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>質疑④ 匿名加工情報提供制度を導入しないということだが、その旨は条例に規定しないのか。</p> <p>回答④ 条例には、匿名加工情報提供制度を導入しないという規定を設けることはできない。一方、この制度を導入する場合は、匿名加工情報作成に伴う手数料を条例で規定しなければならないとされている。この手数料についての規定がなければ、匿名加工情報提供制度は導入しないと捉えることができる。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>質疑⑤ 匿名加工情報の提供については、社会的に大きなニーズがあると考え。市にとって価値のある事業ではないのか。</p> <p>回答⑤ あくまで現時点においては、個人情報として復元できない加工が可能かどうか、また、個人の識別に繋がるおそれがないかで判断している。市としては、市民の大切な個人情報を保護しなければならない。市民も個人情報の保護に関しては、シビアに考えていることと認識している。</p> <p>一方で、国の法改正の趣旨の一つがデータの利活用であることから、匿名加工情報提供制度の重要性についても認識はしている。しかしながら、個人情報の保護を確保した上での安全な運用について、国からの情報提供などがいないため、現段階では様子見としたい。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>質疑⑥ 代理人の規定について、改正後は規定が緩くなり、誰でも代理人に成り得るように読めてしまうが、条例ではどのように規定されるのか。</p> <p>回答⑥ 代理人の範囲は法改正により変わってしまうが、ここについては市独自で代理人をさらに限定するような規定を追加することはできない。法の規定に従うしかなく、全国の自治体においても同様の対応をするしかないものである。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>質疑⑦ 「個人情報」の定義に「生存する」が加わるが、死者に関する情報を請求された場合は開示されてしまうのか。</p> <p>回答⑦ 情報を開示請求できる手段は2つあり、1つは自己情報開示請求で、これは自分自身に関する情報のみ請求できるものとなっているため、死者に関する情報は誰も請求できないものとなる。また、「個人情報」の定義には死者に関する情報が含まれなくなるが、不開示情報とされる「個人に関する情</p>

	<p>報」は死者に関する情報も含まれるため、生死問わず、開示請求者本人以外の個人に関する情報が開示されることはない。</p> <p>もう1つは富士見市情報公開条例に基づく公文書開示請求で、これについても自己情報開示請求と同様に「個人情報」ではなく「個人に関する情報」を不開示情報として扱うため、生死問わず個人に関する情報は開示されることはない。</p>
伊藤会長 (議長)	<p>質疑が終わり、論点ごとに意見をまとめる</p> <p>1. 開示請求の手数料について</p> <p>開示請求の手数料は無料とし、写しや送付に要する費用は徴収することによいか。</p>
委員 事務局	<p>質疑① 手数料を徴収している自治体はあるのか。</p> <p>回答① いずれの近隣自治体においても手数料は徴収していない。手数料とは別に写しや送付に要する費用を徴収しており、富士見市も同様の規定となっている。また、いずれの近隣自治体においても法改正後も同様の規定とすると伺っている。</p>
委員	<p>「事務局案で異議なし。」</p>
伊藤会長 (議長)	<p>2. 開示、訂正、利用停止それぞれの請求に対する決定等の期限について</p> <p>原則、現行と同じ「14日以内」だが、事務処理上困難である場合などの延長と合わせると、現行は最長60日以内に対し、施行条例では最長44日以内となる。この事務局案によいか。</p>
委員	<p>「事務局案で異議なし。」</p>
伊藤会長 (議長)	<p>3. 匿名加工情報提供制度について</p> <p>個人情報保護の立場から、慎重に検討する相当の時間が必要であるため、制度の導入は見送るということによいか。</p>
委員	<p>「事務局案で異議なし。」</p>
伊藤会長 (議長)	<p>個人情報保護の水準については、少なくとも現行の水準が維持されるような対応をお願いする。</p>
事務局	<p>3 その他</p> <p>今回の審議会で頂いた意見を踏まえ、施行条例案を次回の審議会で示す</p>

伊藤会長  
(議長)

予定。

4 閉会  
閉会を宣言した。